○東北地方整備局告示第二百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十三号	米沢市万世町梓山字稲荷山五八二四番三から同市万世町片子字梓山道北五三〇四番二まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十二月二十八日

○東北地方整備局告示第二百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大館市川口字長里一一二番一から同市釈迦内字狼穴一二九番一まで	前	A 一〇・八〇～四九・四〇メートル	一二・三七六キロメートル	上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 二二・六五～三六五・五七	七・六三七	
	後	A 一〇・八〇～四九・四〇メートル	一二・三七六キロメートル	
		B・C 一一・二〇～四一四・四〇	八・八七七	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

○関東地方整備局告示第四百六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
東京都新宿区新宿四丁目二六番四から同区新宿四丁目二六番三地先まで	前	二八・二〇～二八・二〇メートル	七二・六二キロメートル
	後	二八・二〇～二八・二〇メートル	一二五・三九〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第四百六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	立体的区域の区間	敷地の幅員	延長
東京都新宿区新宿四丁目二六番三から同都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二四番二八まで	前	最大七五・〇〇メートル 最小四四・八〇〇	〇・〇六二キロメートル	東京都新宿区新宿四丁目二六番三から同都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二四番二八まで	最大七九・二六メートル 最小〇・〇〇	〇・〇六二キロメートル
	後	最大七五・〇〇メートル 最小四四・八〇〇	〇・〇六二キロメートル			

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第四百六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
さいたま市北区吉野町一丁目四一五番九から鴻巣市大字箕田字団右エ門一七四〇番一まで	前	A 一九・七六～一九・七六メートル	七一・六〇～七一・六〇キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C 一二・〇〇～一二・〇〇メートル	一八七・〇〇～一八七・〇〇キロメートル	
		D 〇・〇〇～〇・〇〇メートル	一八・三七一～一八・三七一キロメートル	
	後	A 一九・七六～一九・七六メートル	七一・六〇～七一・六〇キロメートル	
		B・C 一二・〇〇～一二・〇〇メートル	一四五・〇〇〇～一五五・九二八キロメートル	
		D 〇・〇〇～〇・〇〇メートル	一八・三七一～二・一二四キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第四百六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十八日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
甲斐市竜王新町字元免許三三五番七地先から同市竜王新町字元免許三四二番一一まで	前	八・〇二～八・〇三メートル	四三・九七キロメートル
	後	八・〇三～四四・一九メートル	〇〇・〇八七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所